主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人山枡博の上告理由第一について

原審が適法に確定したところによれば、(1) 訴外 D は昭和三九年五月から同四 一年七月にかけてその使用者である上告人の金員を横領したところ、同年八月頃右 事実の一部が上告人に発覚した、(2) 上告人は、同年九月二〇日訴外 D の妻の父 にあたる訴外 E に対し、右横領があつたが被害総額が不明である旨を告げ、訴外 D を告訴する意向であることを表明したところ、訴外 E が右告訴を待つて欲しい旨頼 んだので、同訴外人に対し、同訴外人が訴外 D の行為による損害賠償につき身元保 証契約を締結するのであれば告訴しない旨述べた、(3) 訴外 E は、これに応じて、 その場で、上告人との間に、訴外 D が故意又は過失により使用者たる上告人に被ら せた損害について訴外 E が賠償する旨の身元保証契約と題する契約(以下「本件契 約」という。)を締結した、というのである。

右事実関係のもとにおいては、本件契約は身元保証に関する法律五条にいう身元 保証にあたるものと解するのが相当であるから、裁判所は同条により訴外 E の本件 契約に基づく損害賠償の額を定めることができるものというべきである。したがつ て、これと同旨の見解のもとに、右損害賠償の額を定めた原審の判断は、正当とし て是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができ ない。

同第二について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照ら し、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつ きよう、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて 原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判	官	谷		正	孝
裁判	官	寸	藤	重	光
裁判	官	藤	崎	萬	里
裁判	官	中	村	治	朗
裁判	官	和	田	誠	_